
1 章 庁舎整備基本計画の位置付け

1.1. 統合庁舎整備の必要性

統合庁舎整備の必要性について、平成 25 年度の中央市庁舎整備基本構想（以下、基本構想）では以下のように定めています。

（1）合併協定書に基づく行政組織体制の確立

自己決定、自己責任の本格的な地方分権時代を迎え、平成の大合併はその最大の対応手段として、本市誕生のきっかけにもなっています。

しかしながら、合併後に採用している現在の分庁方式は、その地方分権への対応の意味からも、また、合併協定書にも明記のとおり、暫定的措置です。

本市の将来像「実り豊かな生活文化都市」の実現に向けて、また、国の合併支援措置終了後に向けた行財政改革の切り札としても、合併協定書とその後の各種行政計画に基づく、行政組織体制の確立時期を迎えています。

（2）市民サービスの質的向上

現在の分庁方式は、田富庁舎に議会、総務、教育の各関連部門、玉穂庁舎に市民、保健福祉、建設の各関連部門、豊富庁舎に農政観光部門と、行政機能を 3 庁舎に分散させています。

各庁舎には窓口課を設置し、日常の一般的な手続きについて対応していますが、手続きの内容によってはその業務範囲を超えることもあり、市民は他の庁舎へ出向く必要があります。

行政には、多様化する市民ニーズに対し、組織内の連携と意思決定の迅速化を図り、総合的且つ最善のワンストップサービスを提供する責任があります。

行政機能を集約した統合庁舎は、市民サービスの質的向上を、根底から図るための拠点としても位置付けられます。

（3）増設による簡素で効率的な行政運営

庁舎のあり方について検討するため、平成 23 年度に設置した中央市庁舎に関する市民検討委員会において、現在の分庁方式と庁舎統合の合理性を比較検討した総合的な評価の結果、「分庁方式」より「庁舎統合」の方が、15 の検討要素のうち、（市民の利便性、中長期的維持管理コスト等）11 項目の評価が高いという結果となり、結論として、効率的な行政運営を図るためには「庁舎統合」を推進し「1 本庁舎 2 支所体制」を構築すべきであるとしています。

また、現在の 3 庁舎のいずれの場所に増改築するか新築するか、あるいは新たな用地を確保して新築するか判断については、現在の社会経済情勢や市の財政状況、将来の道州制の進展による更なる合併の進展の可能性、現庁舎の耐用年数・耐震性が充分確保されているなどの理由から、費用対効果が低く整備事業費縮減も期待できないので「新築する必要性はない」と結論づけています。

(4) 防災拠点施設としての機能整備

平成 23 年の東日本大震災や、平成 26 年の雪害、また、全国で発生している大規模な自然災害など、これまでに経験したことのないような災害に対しても、行政は市民の生命と財産を守るため、市庁舎に災害対策本部を設置・運営し、速やかな災害情報の把握と伝達を行い、消防団、自主防災組織等と連携して災害対策にあたり、復旧、復興を行います。

統合庁舎は、そのすべての過程の拠点であり、防災拠点施設として、市民の安全・安心な暮らしを支える機能を検討し、庁舎機能と業務の継続性を確保する必要があります。

(5) 長期的に見た効果的財政負担の軽減

現在の分庁方式は、庁舎建設コストに投資をしていないため、短期的には経費が抑制されていますが、長期的には 3 庁舎の維持管理費、老朽化に伴う多額の修繕費等の財政負担が積み重なるほか、いずれ 3 庁舎の建て替えという財政的にも非常に大きな問題に直面します。

合併特例債（※）は、合併した自治体が庁舎整備の財源としても広く活用している財政的に非常に有利な起債であり、本市においては平成 32 年度までに合併に伴う真に必要な事業に充当することで、対象となる事業費の約 3 割の負担で事業を行うことができる、財政的にも大変有利な制度です。

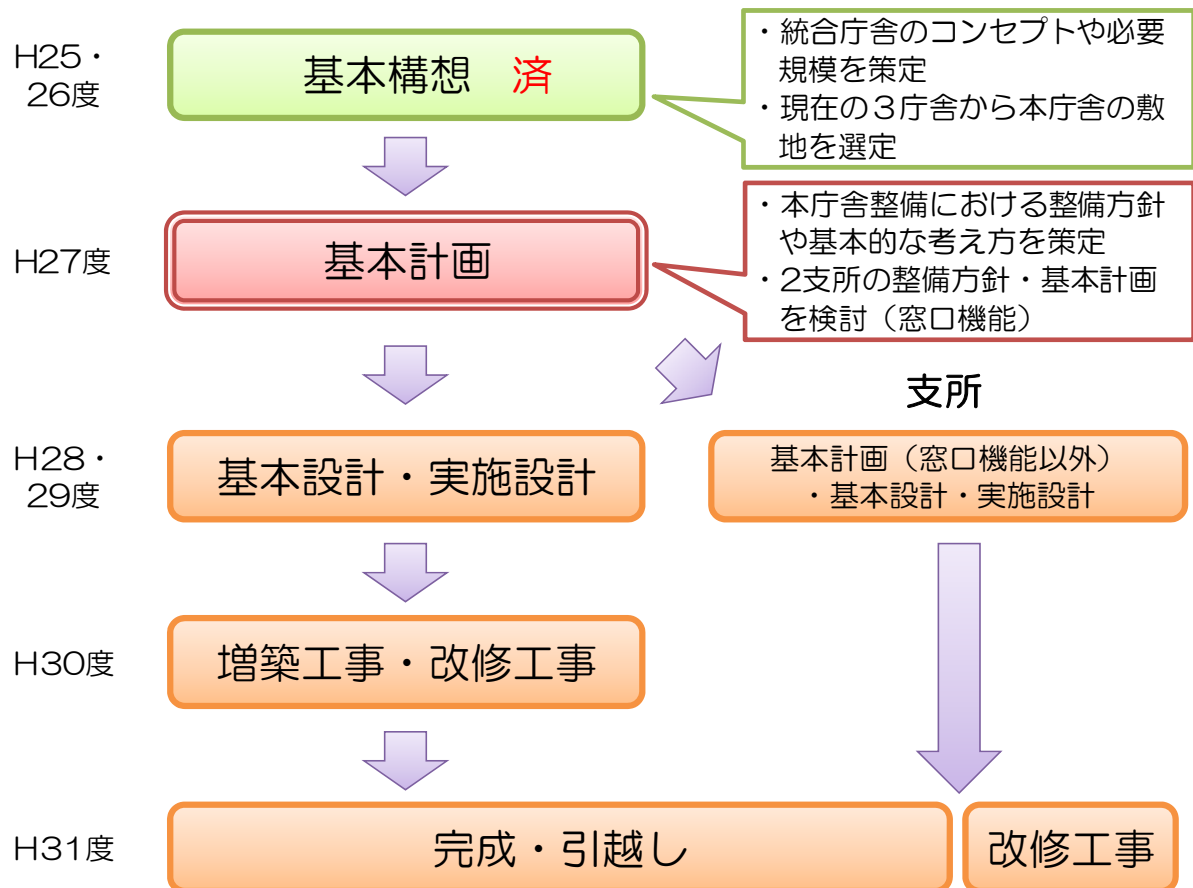
この時期を見送ることは、次の庁舎の建て替えに要する費用は、全額市の負担で行うことであり、合併特例債を活用できるこの時期に庁舎整備を行うことは、限りある財源を、効果的に市民サービスへと向けることにもなります。

※合併特例債：

統合庁舎の整備に必要な費用の 95%を起債（借入金）で充当することができる。また、その償還額の 70%を後年度に国が負担する制度。これまで、庁舎整備に充当するには、単価、面積等において上限があったが、平成 22 年度をもってこの制限が撤廃された。また、東日本大震災等の影響から、発行可能期間が合併年度とそれに続く 10 年間から、同 15 年間に延長された。

1.2. 庁舎整備基本計画の位置付け

本年度の中央市庁舎整備基本計画（以下、基本計画）においては、計画地として選定された現在の田富庁舎敷地において、既存庁舎に増設を施し、統合された本庁舎を整備するにあたり、基本条件等を整理し、整備方針、基本計画について検討し、市民検討委員会やパブリックコメント等による市民意見を反映したうえで、基本計画として策定します。



図表 1.2-1 庁舎整備のフローと基本計画の位置付け